

## 私費外国人留学生授業料等減免に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、青森大学私費外国人留学生を対象として、経済的理由により修学困難な者に対して、授業料等の一部を減免し、その経済的負担を軽減することによって、学業が継続され、留学の実を上げることを目的とする。

### (選考基準)

第2条 授業料減免を受ける者は、正規課程の留学生として学部在学する学生で、次の条件を備えているものとする。

- (1) 経済的理由により学費の支弁が困難であること。
- (2) 修学意欲が強く学業継続の意志があること。

2 次の各号のいずれかに該当する者については、授業料等減免の対象としない。

- (1) 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生
- (2) 出席日数等の履修状況により、学業継続の意志が認められない者
- (3) 休学している者
- (4) 本大学特待生である者
- (5) その他授業料等減免者の資格に該当しないと認められる者

### (申請手続き)

第3条 授業料等減免を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付し、事務局教務・学生課へ申請するものとする。

- (1) 在留資格を確認できる書類
- (2) 経済状況を証明する文書
- (3) その他大学が必要と認める書類

### (減免額)

第4条 授業料等減免の額は、所定の納付額の半額を限度とする。

### (減免期間)

第5条 授業料等減免は、当該年度1か年とする。ただし再申請を妨げない。

### (審査決定)

第6条 授業料等減免を受ける留学生は、留学生支援会議において、その経済、学業状況等について審査し、学長が決定し、その決定を受けて理事長が授業料等減免を行う。

(留学生授業料等減免に関する基準)

第7条 留学生授業料等減免に関する基準は、仕送り額を含む収入が年額300万円未満（薬学部は400万円未満）程度であることを原則とし、学業成績や勉学の意欲などを勘案して決定する。

(減免の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかにより不適格と認められるときは、学長は、その授業料等減免を取り消すことができる。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 学則に違反する行為があったとき
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき
- (4) 第2条第1項の各号に該当しなくなったとき
- (5) 第2条第2項のいずれかに該当するとき
- (6) その他授業料等減免の取消しに相当する理由があったとき

2 前項により授業料等減免を取り消された者は、所定の授業料等を納入しなければならない。

(庶務)

第9条 私費外国人留学生授業料等減免に関する事務は、国際教育センターと協力して、事務局教務・学生課が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。



私費外国人留学生調書

学部学科名	学年	国名	氏名

私費留学生生計報告書			
滞在費の支弁方法及び1ヶ月当たりの平均家計簿			
収入		支出	
仕送り額		住居費	
奨学金		食費	
( )		勉学費	
アルバイト収入		衣料・日用品費	
その他		交通費	
		医療費	
		その他 ( )	
合計		合計	

私費留学生教員所見	
家計状況	
学業	
平成 年 月 日	
(指導教員)	
職・氏名	
⑩	